

③ 相続税の納付

1 相続税はどのように納めるのでしょうか(金銭納付)

(1) 納付すべき期限

相続税は、原則として、法定納期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月目の日）までに金銭で納付することになっています。

（注）修正申告等に係る相続税は、次に掲げる日までに納付します。

- ① 修正申告分：修正申告書の提出の日
- ② 期限後申告分：期限後申告書の提出の日
- ③ 更正・決定分：更正・決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日

(2) 納付場所等

税金の納付場所は、最寄りの金融機関（銀行、郵便局等）又は所轄税務署です。

納付の際には、納付場所に用意してある納付書に住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名などを記入し、納付書に金銭を添えて納税窓口で納付してください。

(3) 納付が遅れた場合

納付が定められた期限に遅れた場合には、法定納期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月目の日）の翌日から納付の日までの間の延滞税を本税と併せて納付する必要があります。

なお、延滞税の割合は次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで……「年7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合（年単位（1月1日から12月31日）で適用）
平成22年11月30日の日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので、平成23年1月1日から同年12月31日までの期間に適用する延滞税の割合は年4.3%となります。

- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以降……年14.6%

（注）修正申告及び期限後申告による納付の場合は申告書を提出した日が納期限となります。

(4) 電子納税

納付に当たっては、自宅や事務所などからインターネット等を利用して納付する電子納税をご利用いただけます。電子納税をご利用いただく場合の手続については、e-Tax ホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】でご確認ください。

Q&A 相続税の納付は？

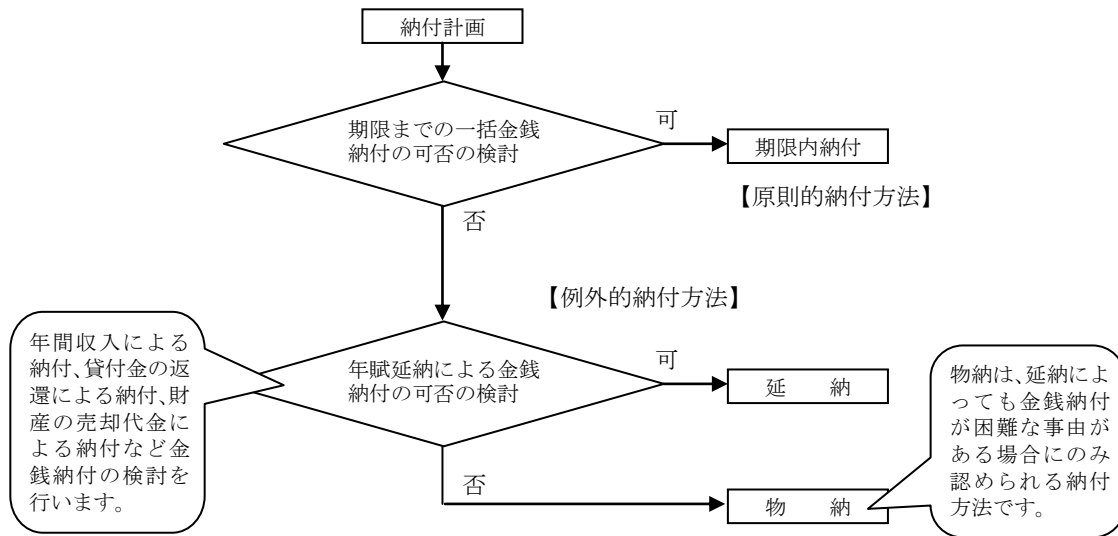
問： 相続税はいつまでに納めればよいのでしょうか。

答： 相続税は相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に、最寄りの金融機関又は所轄税務署において納めていただくことになっています。

なお、金銭で納付することが原則ですが、金銭で納付することが困難で、一定の要件を満たしている場合には、相続税を年賦による分割納付する「延納」と、相続財産で納付する「物納」の方法があります。いずれの方法も相続税の申告期限までに手続をとっていただく必要があります。

相続税の納付方法の検討について

相続税の納付方法については、下図のとおり検討します。
 なお、納付方法についてご不明な点などがありましたら、税務署までお尋ねください。



Q&A 相続税の還付金の受取方法は？

問： 相続税の還付金がある場合、受取方法はどのようになりますか。

答： 還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限りです。）への振込みをご利用ください。
 また、還付される税金の受取りに当たって、①銀行等の預貯金口座への振り込みを希望される場合は、預貯金口座の記号番号を、②ゆうちょ銀行の貯金口座への振り込みを希望される場合は、貯金口座の記号番号を、それぞれ申告書第1表の付表2（40ページ参照）に氏名等とともに記載して提出する必要があります。
 なお、振込みによる受取りをご利用されない場合は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を申告書第1表の付表2に氏名等とともに記載してください。

2 連帯納付義務とは、どのような義務でしょうか

(1) 連帯納付義務とは

相続税の納税については、各相続人が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります（相続税法第34条第1項）。

このため、延納申請又は物納申請が却下された場合や、延納許可を受けた後において延納（分納）税額が納付されない場合及び延納許可が取り消された場合など、相続人の1人が納付すべき相続税を納められないような場合には、他の相続人等（連帯納付義務者）にその相続税を連帯して納付していただくことになります。

なお、ご不明な点につきましては、税務署にお尋ねください。

（注） 被相続人の納付すべき相続税がある場合及び相続税の課税価格の計算の基礎となった財産を贈与、遺贈又は寄附行為により移転した場合にも、連帯納付の義務が生じます（相続税法第34条第2項、第3項）。

連帯納付義務の例

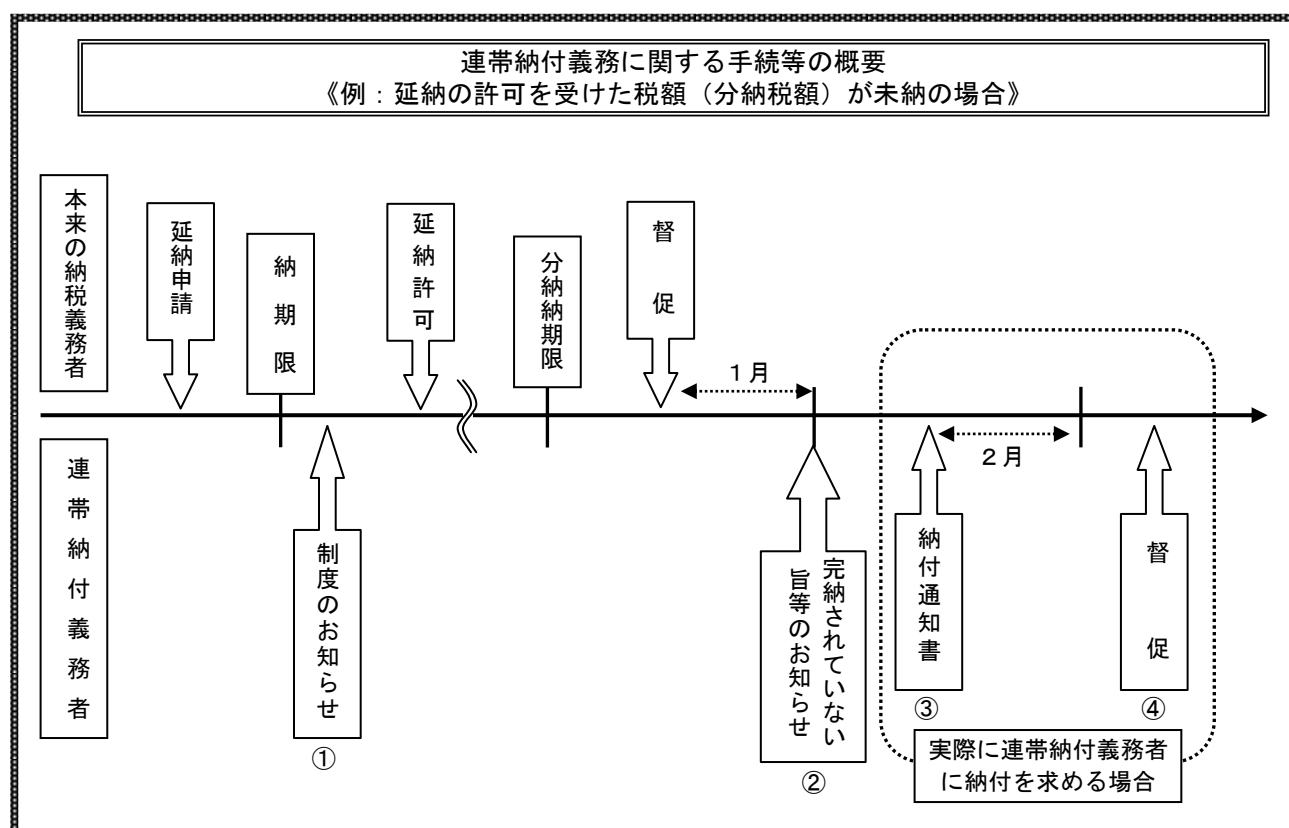
（相続人）	（相続税額）	（相続により受けた利益の価額に相当する金額）
配偶者	0円	5,000万円
子1	50万円 ⇒ 納付済み	2,500万円
子2	50万円 ⇒ 未納付	2,500万円

※ 子2が未納付の相続税額（50万円）は、配偶者及び子1の2名がそれぞれ相続により受けた利益の価額の範囲内（限度として）で連帯して納付する義務を負います。

(2) 相続税法第34条第1項による連帯納付義務に関する通知等

相続税法第34条第1項による連帯納付義務に関する通知等は、次のとおりです。

- ① 相続人の一人が延納申請又は物納申請を行った場合は、他の相続人等（連帯納付義務者）に対して連帯納付義務制度についてのお知らせを送付します。
- ② 相続税について督促状が発せられて1月を経過しても完納されない場合には、他の相続人等（連帯納付義務者）に対して完納されていない旨等のお知らせを送付します。
- ③ 連帯納付義務者に対して納付を求める場合には、連帯納付義務者に納付すべき金額や納付場所等を記載した納付通知書を送付します。
- ④ 納付通知書が送付された日から2月を経過しても完納されない場合は、連帯納付義務者に対して督促状を送付します。



(3) 連帯納付義務者が納付する場合の延滞税の軽減等

連帯納付義務者が相続税法第34条第1項の規定による連帯納付義務に係る相続税に併せて納付する場合の延滞税が軽減され、原則として延滞税に代えて利子税を納付することとなります。

（注）本来の納税義務者の延滞税の額が軽減されるものではありません。

3 金銭納付が困難な場合は、どうすればよいのでしょうか(延納及び物納)

相続税は、納期限までに金銭で納付することが原則ですが、納期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由がある場合で、一定の要件を満たしている場合には、例外的な納付方法である延納又は物納が認められます。そのあらましは、次のとおりです。

なお、延納及び物納の詳しい内容については、税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページ【www.eta.go.jp】に掲載しております「相続税・贈与税の延納の手引」又は「相続税の物納の手引」をご覧ください。

(1) 延納

イ 延納の要件

次の要件の全てを満たす場合に、延納の許可が受けられます。

- ① 相続税額が10万円を超えていること。
- ② 金銭納付を困難とする事由があり、その納付を困難とする金額の範囲内であること。
- ③ 納期限までに申請書及び担保提供関係書類を提出すること。
- ④ 延納税額に相当する担保を提供すること。

(注) 延納税額が50万円未満で、かつ、その延納期間が3年以内であるときには、担保を提供する必要はありません。

ロ 延納期間及び延納利子税

延納のできる期間と延納税額に係る利子税の割合については、その人の相続税額の計算の基礎となった財産の価額のうち、不動産等の価額がどの程度占めているかによって、おおむね次の表のようになります。

なお、利子税の割合は分納期間の開始の日の属する月の2か月前の月の末日を経過する時の日本銀行が定める基準割引率に4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、次の算式により計算される割合(特例割合)が適用されます。

(算式)

$$\text{利子税の割合} \times \frac{\left(\frac{\text{分納期間の開始の日の属する月の2か月前の月の末日}}{\text{を経過する時の日本銀行が定める基準割引率}} \right) + 4.0\%}{7.3\%} \quad \text{※ 0.1\%未満の端数切り捨て}$$

区 分		延納期間 (最高)	利子税 (年割合)	特例割合 (日本銀行が定める基準割引率 が0.3%の場合)
不動産等の割合が 75%以上の場合	①不動産等に対応する税額	20年	3.6%	2.1%
	②動産等に対応する税額	10年	5.4%	3.1%
不動産等の割合が 50%以上75%未満 の場合	③不動産等に対応する税額	15年	3.6%	2.1%
	④動産等に対応する税額	10年	5.4%	3.1%
不動産等の割合が 50%未満の場合	⑤立木に対応する税額	5年	4.8%	2.8%
	⑥立木以外の財産に対応する税額		6.0%	3.5%

(注) 1 延納税額が150万円未満(①に該当する場合は200万円未満)の場合には、不動産等の価額の割合が50%以上(①に該当する場合は75%以上)であっても、延納期間は延納税額を10万円で除して得た数(1未満の端数は、切り上げます。)に相当する年数を限度とします。

2 不動産等とは、不動産、不動産の上に存する権利、立木、事業用の減価償却資産並びに特定同族会社の株式及び出資をいいます。この場合の特定同族会社とは、相続や遺贈によって財産を取得した人又はその親族その他の特別関係者(相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。)の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

3 相続した不動産等の財産の中に計画伐採立木又は都市緑地法の規定による特別緑地保全地区、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の規定による歴史的風土特別保存地区及び森林法第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため保安林として指定された区域内にある土

地がある場合には、延納期間・利子税割合について特例がありますので、「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

(2) 物納

イ 物納の要件

次の要件の全てを満たす場合に、物納の許可が受けられます。

- ① 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること。
- ② 申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること。
- ③ 納期限までに申請書及び物納手続関係書類を提出すること。
- ④ 物納適格財産であること。

ロ 物納に充てることができる財産の種類及び順位

物納に充てることができる財産は、納付すべき相続税の課税価格計算の基礎となった相続財産のうち、次表に掲げる財産（相続財産により取得した財産も含みます。）及び順位（①～⑤の順になります。）で、その所在が日本国内にあるものに限りします。

なお、相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産を除きます。

順位	物納に充てることができる財産の種類
第1順位	①国債、地方債、不動産、船舶
	②不動産のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③社債、株式（特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含む。）、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
	④株式（特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含む。）のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

(注) 1 相続開始前から所有していた特定登録美術品は、上の表の順位によることなく物納に充てることができる財産とすることができます。

特定登録美術品とは、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に定める登録美術品のうち、その相続開始の時に於いて、すでに同法による登録を受けているものをいいます。

2 自然公園法の国立公園特別保護地区等内の土地で風景地保護協定を締結している土地など一定の要件を満たす土地については、上の表の②の不動産のうち物納劣後財産に該当しないものとして取り扱われます。

ハ 物納管理処分不適格財産（例示：不動産の場合）

次に掲げるような財産は、物納に不適格な財産となります。

- 1 担保権が設定されていることその他これに準ずる事情がある不動産
- 2 権利の帰属について争いがある不動産
- 3 境界が明らかでない土地
- 4 隣接する不動産の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の使用ができないと見込まれる不動産
- 5 他の土地に囲まれて公道に通じない土地で民法第210条の規定による通行権の内容が明確でないもの
- 6 借地権の目的となっている土地で、当該借地権を有する者が不明であることその他これに類する事情があるもの
- 7 他の不動産（他の不動産の上に存する権利を含む。）と社会通念上一体として利用されている不動産若しくは利用されるべき不動産又は二以上の者の共有に属する不動産
- 8 耐用年数（所得税法の規定に基づいて定められている耐用年数をいう。）を経過している建物（通常の使用ができるものを除く。）
- 9 敷金の返還に係る債務その他の債務を国が負担することとなる不動産
- 10 その管理又は処分を行うために要する費用の額がその収納価額と比較して過大となると見込まれる不動産
- 11 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある目的に使用されている不動産その他社会通念上適切でないと思われる目的に使用されている不動産
- 12 引渡しに際して通常必要とされる行為がされていない不動産

二 物納劣後財産（例示：不動産の場合）

次に掲げるような財産は、他に物納に充てるべき適当な財産がない場合に限り物納に充てることができます。

- 1 地上権、永小作権若しくは耕作を目的とする賃借権、地役権又は入会権が設定されている土地
- 2 法令の規定に違反して建築された建物及びその敷地
- 3 土地区画整理法による土地区画整理事業等の施行に係る土地につき仮換地又は一時利用地の指定がされていない土地（当該指定後において使用又は収益をすることができない土地を含む。）
- 4 現に納税義務者の居住の用又は事業の用に供されている建物及びその敷地（当該納税義務者が当該建物及びその敷地について物納の許可を申請する場合を除く。）
- 5 劇場、工場、浴場その他の維持又は管理に特殊技能を要する建物及びこれらの敷地
- 6 建築基準法第43条第1項に規定する道路に2メートル以上接していない土地
- 7 都市計画法の規定による都道府県知事の許可を受けなければならない開発行為をする場合において、当該開発行為が開発許可の基準に適合しないときにおける当該開発行為に係る土地
- 8 都市計画法に規定する市街化区域以外の区域にある土地（宅地として造成することができるものを除く。）
- 9 農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められた区域内の土地
- 10 森林法の規定により保安林として指定された区域内の土地
- 11 法令の規定により建物の建築をすることができない土地（建物の建築をすることができる面積が著しく狭くなる土地を含む。）
- 12 過去に生じた事件又は事故その他の事情により、正常な取引が行われないおそれがある不動産及びこれに隣接する不動産

ホ 物納手続関係書類（例示：更地の場合）

物納申請期限までに物納申請書に添付して提出してください。

更地 （借地権等の設定がないもの）	共 通	土地の状況によって追加が必要なもの	
	所在図（住宅地図）、公図の写し、登記事項証明書（登記簿謄本）、地積測量図、境界確認書・道路明示証、土地の維持管理に要する費用の明細書、所有権移転に必要な書類（所有権移転登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の申出書	建物等の越境がある場合	越境物の撤去等を約する旨の確認書
		建築基準法上の道路に接していない場合	隣地を通行することを承諾した書類
		電柱がある場合	電柱等に係る土地使用承諾書の写し
		仮換地の場合	仮換地指定通知書の写し

ヘ 収納価額

物納財産を国が収納するときの価額は、原則として、課税価格の計算の基礎となった財産の価額によります。

なお、「小規模宅地等の特例」（12ページ参照）又は「特定計画山林の特例」（16ページ参照）の適用を受けた相続財産を物納する場合については、特例適用後の価額が収納価額になります。

ト 物納に係る利子税

物納申請が行われた場合には、物納の許可による納付があったものとみなされる日までの期間のうち、申請者において必要書類の訂正等又は物納申請財産の収納に当たっての措置を行う期間がある場合など一定の場合には、利子税がかかります。

なお、利子税の割合は、「年7.3%」と「前年11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合（年単位（1月1日から12月31日）で適用）となります。

平成22年11月30日の日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので、平成23年1月1日から同年12月31日までの期間に適用する利子税の割合は年4.3%となります。